

## 監査基準委員会報告書第 27 号「監査計画」の一部改正について

平成 21 年 4 月 21 日  
日本公認会計士協会

監査基準委員会報告書第27号「監査計画」を次のように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">監査基準委員会報告書第27号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">監査計画</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 17 年 3 月 31 日 改正 平成 18 年 3 月 30 日 最終改正 平成 21 年 4 月 21 日 日本公認会計士協会</p> <p>(第 1 項から第 4 項略)</p> <p>5 . 監査計画に係る活動（以下「計画活動」という。）の内容及び範囲は、例えば、以下の事項によって影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の規模や複雑性</li> <li>・ 情報技術（ I T ）の利用状況</li> <li>・ 監査人の企業における監査経験</li> <li>・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況及びその兆候</li> <li>・ 監査期間中に発生したその他の状況の変化</li> </ul> <p>(以降略)</p>	<p style="text-align: center;">監査基準委員会報告書第27号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">監査計画</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 17 年 3 月 31 日 最終改正 平成 18 年 3 月 30 日 日本公認会計士協会</p> <p>(第 1 項から第 4 項略)</p> <p>5 . 監査計画に係る活動（以下「計画活動」という。）の内容及び範囲は、例えば、以下の事項によって影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の規模や複雑性</li> <li>・ 情報技術（ I T ）の利用状況</li> <li>・ 監査人の企業における監査経験</li> <li>・ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況及びその兆候</li> <li>・ 監査期間中に発生したその他の状況の変化</li> </ul> <p>(以降略)</p>

発効及び適用

「監査基準委員会報告書第27号「監査計画」の一部改正について」（平成21年4月21日）は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

以 上